

## 病原体としての「風」の概念

山田 慶 兒

隋の巢元方の『諸病源候論』巻一・中風候は、「風」をつぎのように定義している。

中風は風氣人に中るなり。風は是れ四時の氣、分かれて四方に布し、万物を長養するを主<sup>つなぐ</sup>る。其の郷従<sup>よ</sup>り来たる者は、人に中り死病少く、郷従り来たらざる者は、人に中り死病多し。

文章はむろん『黄帝内経』に本づいており、季節風から導かれるこの「風」が、そのもつとも古典的・標準的な定義と  
いってよい。

唐の孫思邈の『千金要方』は、このいわば「天氣」としての「風」にたいして、とくに脚氣に結びつく、「地氣」としての「風毒」の概念を提出している。すなわち巻七・論風毒状にいう。

夫れ風毒の氣は、皆地より起る。地の寒暑風湿は皆蒸氣を作<sup>な</sup>し、足當<sup>まさ</sup>に之を履<sup>か</sup>む。所以<sup>ゆ</sup>に風毒の人に中るや、必ず先に脚に中る。

地から立ち上る「蒸氣」としてのこの「風毒の氣」、は「寒暑風湿」という表現が示唆しているように、さきの「風氣」から導かれた一種の系にほかならない。

いずれにしろ「風」は、風<sup>かぜ</sup>・大氣・水蒸氣を含意しており、それに温度と湿度が、とりわけなんらかの意味で異常さ

をしめす温度と湿度が、ふかくかわった概念といえよう。ところが南宋の宋慈の『洗冤集録』（二二四七）が提出したのは、こうした伝統的概念とはまったく異なる「風」の概念であった。

『洗冤集録』はいわゆる医書でなく、世界初といわれる体系的な法医学書であり、ここに基礎を置かれた中国法医学は、その後『無冤録』をはじめとする多くの書に継承され、体系として完備されてゆく。著者の宋慈は検察官である。生卒年は分からないが、いずれにしろこの書は晩年の作であろう。

『洗冤集録』巻四・自刑の章につきのような記載がある。自刑とは刃物による自死を指す。ここでは口歯が刃物とみなされている。

又人有り自ら口歯を用<sup>も</sup>つて手指を咬下<sup>と</sup>する者は、齒内に風あり、痕口に着し、身死するに致<sup>いた</sup>ること多く、生有る者は少し。其の咬破せし処は、瘡口一道周廻し、骨折れ、必ず膿水淹浸し、皮肉損爛する有り。……

繰り返すまでもないが、齒の中に「風」があり、傷口に付着して、加膿させるといふとき、この「風」はまぎれもなく病原体を指している。いわゆる風の類<sup>ひ</sup>とはもはやなんの関係もない。伝統的に「風邪氣」という概念の中に含意されていた病原体が、ここで一つの物として明確に擱み出され、改めて「風」という名称をあたえられたのである。もちろんまだ「風」の実体が明らかにされたわけではないが、病原体Ⅱ物としての「風」概念の出現は、中国医学史上、画期的な出来事といわなければならない。

宋代以後の医書のなかで、この概念の展開がさらに跡づけられることを期待したい。